

昭和二十五年四月十八日受領
答弁第一二二一号

(質問の 一二二一)

内閣衆質第七〇号

昭和二十五年四月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出主食供出報奨物資の価格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出主食供出報奨物資の価格に関する質問に対する答弁書

昭和二十四年産主食報奨物資として配給した衣料品、自転車及び魚雑肥が一般市中販売価格より高価になり、そのため配給辞退等を生じ、報奨物資の意味がなくなってきたので、その対策として去る三月三十日差当りその流通促進に関する臨時措置を閣議で決定したのであるが、その後更に農家が購入し得る販売価格で配給し得るよう措置することを研究中である。

なお配給辞退により各農業協同組合倉庫に滞貨となつてゐる物資を各農業協同組合運営のため無償拂下げすることは財政上はもちろんのこと他の配給物資との均衡もあるので適当な措置ではないと考える。

右答弁する。